

令和5年9月15日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第3回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年9月15日（金） 午前9時

2 開催場所 柳井市役所3階大会議室

3 出席委員

1番	山重 義則 君	2番	岡本 幸子 君
3番	下土井 進 君	4番	大崎 正男 君
5番	菅岡 利夫 君	6番	勝本 澄人 君
7番	鈴木 喜義 君	8番	寺西 久美子 君
9番	中元 茂雄 君	10番	原田 淳一 君
11番	亀山 真由美 君	12番	齋藤 貴之 君
13番	宮本 三雄 君		

4 欠席委員

5 説明のため出席した者

事務局次長	中原 賢 君
-------	--------

6 記事ならびに議事録調整者

職員	伊藤 義人 君
----	---------

会議に付議した事項

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 議案第 10 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 11 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 12 号 | 農用地利用集積計画の決定について |

第3回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より第3回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、全員出席、13名中13名で、定足数に達しております
ので、総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
勝本委員、鈴木委員を指名したいと思いますが、ご異議ございません
でしょうか。
 (異議なしの声あり)
 ご異議なしと認めます。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんか。
 (異議なしの声あり)
 ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第10号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につい
て、申請人 (田263㎡) から別紙調書のとおり農地以外の目的に供
するため、農地法第4条第1項の規定による申請があったので許可の
可否について農業委員会の意見を求めます。
令和5年9月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄

次長 中原君 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
(4条-1) 整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番 地目 田 面積263㎡です。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南東に約1.2kmの
距離にある、●●付近の農地です。
申請地は全面積が農用地の農業用施設用地で、申請人は申請地に農
業用倉庫、駐車場及び作業場を建設するものです。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規
定する農用地区域内の農業用施設用地と指定された農地です。
令和5年6月15日開催の第35回農業委員会総会の議案第173

号で、用途変更について市長より意見が求められ、総会で承認され、その後、7月14日付けで市長より農業用施設用地への用途区分変更通知が申請人に交付されており、農地法第5条第2項の農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当し、許可の対象となるものです。立地基準、一般基準について審査した結果、適当と考えます。

なお、本件につきましては農地区分が農用地区域内農地のため、今月28日開催予定の山口県農業会議常設審議委員会の聴取対象となり、承認された場合に許可する案件になります。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番について、日積地区の山重委員、お願いします。

1番 山重君

ただ今の件でございますが、9月1日に●●・●●の委員5人で現地確認をいたしまして、転用は妥当であると判断いたしました。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、整理番号1番の議案第10号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第10号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第11号を上程します。

事務局の説明をお願いします。

次長 中原君

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 (畑264㎡) から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので許可の可否について農業委員会の意見を求めます。

令和5年9月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄

次長 中原君
(5条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番 地目 畑 面積264㎡です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

受人は、●●在住の個人で●●に転勤になり、出身地でもあることから、このたび申請地を譲り受け自己用住宅を建設するものです。

渡人は、●●に在住の個人で、平成17年に自己用住宅建設を目的とする5条転用許可を既に受けておりましたが、健康上の理由で建設に至らず、このたび受人に譲り渡すものです。事業実施者変更ということで、事業計画の変更承認申請が同時に提出されております。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北西に約500mの距離にある、●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地であり、第3種農地と判断されます。立地基準、一般基準について審査した結果適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、菅岡委員、お願いします。

5番 菅岡君

本件につきましては、9月1日に●●委員と共に現地確認をさせていただきました。事務局の説明がありましたけれども、本件はすでに農地転用の許可を受けた農地でありますので、転用については問題ないと思いますけれども、許可を受けて当分の間事業が実施されてなかったということで、今回の転用につきまして予定通り転用できるよう指導方お願いできたらと思います。以上です。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、整理番号1番の議案第11号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第11号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第12号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君

議案第 12 号 農用地利用集積計画の決定について

別紙調書のとおり農用地利用権等を設定するため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めます。

令和 5 年 9 月 15 日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄

次長 中原君

それでは、農地利用集積計画一覧表をご覧ください。計画は 3 件、5 筆、合計 6,875.23㎡を農地中間管理事業により売買するものです。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、なお従前の例により行われます。

農地中間管理機構である公益財団法人やまぐち農林振興公社を経由する形で、農地の出し手から公社が一時的に買い入れ、登記終了後には公社から受け手に売り渡されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

何か質疑はございますでしょうか。

この所有権の移転の対価を見てもらったら分かるんですが、●●で一反 10 万円くらいですね。

3 番 下土井君

補足説明をさせていただきます。

この案件は、●●のほ場整備地区にかかわる案件でございます。●●地区の場合、ほ場整備の時に換地委員会の中で土地評価を決めるわけですが、反 10 万でいこうとで換地委員会で決定しております。それに基づきまして土地評価をした中でプラスマイナスしてこの土地評価額を出したものであり、これを管理機構を通して担い手となる者に売り渡すという手順になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、議案第 12 号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第 12 号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前9時18分)